

### 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（29 例目）最終報

4月13日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（29 例目）について、症状が改善し、退院基準\*を満たしたことから、5月8日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 29	1 年代	40 歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	会社員		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	3月25日	嗅覚・味覚異常あり	
		4月 1日	市内A医療機関を受診	
		4月 2日	発熱あり	
		4月10日	咳継続、胸の痛みあり、市内B医療機関を受診。 尼崎市帰国者・接触者相談センターに連絡あり。 尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		4月13日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
4月14日		尼崎市内感染症指定医療機関に入院		
	4月24日	尼崎市内感染症指定医療機関から県内宿泊療養施設 に入所		
	5月 8日	県内宿泊療養施設を退所		
6 行動歴	3月25日～31日、勤務（28・29日を除く）。通勤はバイク。 4月1日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	<u>同居人1人。健康観察を終了。</u> <u>その他濃厚接触者は管轄保健所において対応終了</u>			
8 その他	—			

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知  
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。